



濃度計量証明書

計量証明書番号 3002028

発行 平成30年 2月20日

有限会社 青藍 殿

四電ビジネス株式会社

本社 高松市丸の内2番5号

橘湾事業所 阿南市橘町小勝1番地

〒779-1631 TEL 0884(21)4050

FAX 0884(21)4048

計量証明事業登録徳島県第58号(濃度)

環境計量士 前田 博史

登録番号 第3419号

ご依頼を受けました試料についての計量の結果を次のとおり証明いたします。

試料名	地下浸透水	採取場所	阿南市桑野町西谷87-1 鎌田氏宅内
採取年月日	平成30年2月1日 10時20分	採取者	四電ビジネス(株)

計量の対象	単位	計量結果	定量下限値	計量の方法
カドミウム	mg/l	ND	0.0003	JIS K0102 55.3
全シアン	mg/l	不検出	0.1	JIS K0102 38.1.2 及び 38.3
鉛	mg/l	ND	0.001	JIS K0102 54.3
六価クロム	mg/l	ND	0.005	JIS K0102 65.2.1
砒素	mg/l	ND	0.001	JIS K0102 61.3
総水銀	mg/l	ND	0.0005	昭和46年環告第59号付表1
アルキル水銀	mg/l	不検出	0.0005	昭和46年環告第59号付表2
ジクロロメタン	mg/l	ND	0.0005	JIS K0125 5.2.1
四塩化炭素	mg/l	ND	0.0005	JIS K0125 5.2.1
1,2-ジクロロエタン	mg/l	ND	0.0005	JIS K0125 5.2.1
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	ND	0.0005	JIS K0125 5.2.1
1,2-ジクロロエチレン	mg/l	ND	0.0005	JIS K0125 5.2.1
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	ND	0.0005	JIS K0125 5.2.1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	ND	0.0005	JIS K0125 5.2.1
トリクロロエチレン	mg/l	ND	0.0005	JIS K0125 5.2.1
テトラクロロエチレン	mg/l	ND	0.0005	JIS K0125 5.2.1
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	ND	0.0005	JIS K0125 5.2.1
チウラム	mg/l	ND	0.0006	昭和46年環告第59号付表4
ベンゼン	mg/l	ND	0.0005	JIS K0125 5.2.1
セレン	mg/l	ND	0.001	JIS K0102 67.3
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	0.64	0.03	JIS K0102 43.1 及び 43.2.3
フッ素	mg/l	0.1	0.1	JIS K0102 34.1
ホウ素	mg/l	ND	0.1	JIS K0102 47.3
備考	ND: 定量下限値未満			



計 量 証 明 書

有限会社 青藍 御中

計量法第 110 条の 2 に基づき計量の結果を下記のとおり証明致します。

計量証明事業登録 愛媛県 第環 14 号

事業者:三浦工業株式会社
愛媛県松山市堀江町 7 番地
事業所:環境事業本部
愛媛県松山市北条辻 864 番地 1 号 799-2430
電話:089-960-2350 ファクシミリ:089-960-2351

本部長
米田計量管理者
三木

試料情報

試料名 : 地下浸透水②
依頼者名 : 四電ビジネス株式会社 橘湾事業所
依頼者住所 : 徳島県阿南市橘町小勝 1 番地
試料採取日時 : 2018 年 2 月 1 日
試料受領日 : 2018 年 2 月 2 日
検体番号 : B82574002U
試料採取場所 : 桑野町西谷 87-1 鎌田氏宅
採取者 : 四電ビジネス株式会社
受付方法 : 持ち込み

結果

No.	対象	方法	結果	基準	単位
1	PCB	昭和 46 年環境庁告示 第 59 号付表 3	検出せず (< 0.0005)	検出され ないこと	mg/L
2	クロロエチレン	平成 9 年環境庁告示 第 10 号付表の第 2	< 0.0002	0.002 以下	mg/L
3	シマジン	昭和 46 年環境庁告示 第 59 号付表 5 の第 1	< 0.0003	0.003 以下	mg/L
4	チオベンカルブ	昭和 46 年環境庁告示 第 59 号付表 5 の第 1	< 0.002	0.02 以下	mg/L
5	1,4-ジオキサン	昭和 46 年環境庁告示 第 59 号付表 7 の第 3	< 0.005	0.05 以下	mg/L

備考

方法、基準は平成 9 年環境庁告示第 10 号(改正:平成 28 年環境省告示第 31 号)による。